

令和7年5月16日招集

## 茂原市議会臨時会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）

令和7年5月16日（金）午前10時00分開会

第1 議長の選挙

令和7年5月16日招集

## 茂原市議会臨時会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）の2

令和7年5月16日（金）午前10時00分開会

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 副議長の選挙

第6 常任委員会委員並びに  
議会運営委員会委員の選任

第7 長生郡市広域市町村圏組合議会議員  
の選挙

第8 千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議員の選挙

第9 議案の上程説明並びに総括審議

# 茂原市議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月16日（金）午前10時00分 開会

○議会事務局長（白井康史君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年茂原市議会5月臨時会が招集されました。この議会は、一般選挙後最初の議会ですので、新たに議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員中、常泉健一議員が年長の議員ですので、臨時議長として御紹介いたします。常泉健一議員、議長席に着席をお願いいたします。

（臨時議長 常泉健一君 議長席に着席）

○臨時議長（常泉健一君） ただいま臨時議長として紹介を受けました常泉健一でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

現在の出席議員は21名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

ただいまから令和7年茂原市議会5月臨時会を開会します。

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時00分 開議

○臨時議長（常泉健一君） 直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定します。

「仮議席」は、ただいま皆さんが着席の議席といたします。

————— ☆ ————— ☆ —————

市長挨拶

○臨時議長（常泉健一君） ここで、市長から御挨拶がございます。

市長 市原 淳君。

（市長 市原 淳君登壇）

○市長（市原 淳君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに新たに選出されました議員の皆様方をお迎えし、令和7年茂原市議会5月臨時会が開催されるにあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月27日執行の茂原市議会議員一般選挙におきまして、市民の皆様からの厚い信頼と大きな期待を担われ、御当選の栄に浴されましたことに、心よりお

祝い申し上げます。

皆様には、その御労苦に敬意を表しますとともに、本市発展のため、なお一層御活躍をされますことを御祈念申し上げます。

さて、本市では、目指すべき将来都市像を「未来へつながる『交流拠点都市』もばら」とした「茂原市総合計画」に基づき、人口減少、少子高齢化に対応した持続可能性の確保を柱に市政運営を進めるという考えの下、様々な施策の着実な事業の推進に努めております。

今後とも、民意を代表し、民主政治の根幹をなす議会と私ども執行部とが市政運営の両輪となり、市政の発展と市民福祉の向上に邁進できるよう、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（常泉健一君） 市原市長、ありがとうございました。

以上で、市長の挨拶は終わりました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議 事 日 程

○臨時議長（常泉健一君） ここで報告します。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 議 長 の 選 挙

○臨時議長（常泉健一君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は21名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高澤知佳代君、高鳥竜平君を指名します。

両君の立会いをお願いいたします。演壇までお進みください。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票21票。

無効投票0票。

有効投票中

向 後 研 二 君 18票。

鈴 木 敏 文 君 2票。

平 ゆき子 君 1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、向後研二君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました向後研二君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

向後研二君から当選承諾の御挨拶をお願いします。

(16番 向後研二君登壇)

○16番 (向後研二君) 皆さん、こんにちは。ただいま互選において皆様から御推挙をいただ

きまして、誠にありがとうございます。改めて、議会の代表者としての重責を感じているところでございます。

さて、昨年の4月から市原市政が始まり、1年がたち、茂原市も新たに動き出しているところであります。議会と行政は車の両輪のような関係であります。そして議員は二元代表制として、議会での発言や行政のチェック機関として取り組んでいく中で、私も議長として中立・公平な立場で議会運営を遂行していく所存でございます。

また、今以上に茂原市が発展し、安心安全で暮らせるように、市民の声、意見や要望を聞き入れ、行政へ届け、現状の様々な課題を解決していくとともに、次世代の子や孫が住んでよかったと思えるようなまちづくりを目指すことが責務であります。

これからも円滑な議会運営並びに議会改革に際し、今後とも皆様方からの御指導、御鞭撻のほどよろしく願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○臨時議長（常泉健一君） ただいまの議長の選挙をもちまして臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、向後研二議長、議長席にお着き願います。

（議長席着席）

○議長（向後研二君） ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時22分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時45分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

議事日程（第1号）の2をお手元に配付しましたので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 席 の 指 定

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長から指定します。

お手元に配付しました議席表のとおり議席を指定します。

————— ☆ ————— ☆ —————

会議録署名議員の指名

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本件については、会議規則第88条の規定により、議長から指名します。

会議録署名議員に

3番 佐久間 秀之君

4番 折原 孝浩君

の2名を指名します。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 会 期 の 決 定

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第4「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、会期は本日1日とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 副 議 長 の 選 挙

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第5「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の  
うえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号5番 糸久佳伸君、6番 野口雅一君の2名を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。演壇までお進みください。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票20票。

無効投票2票。

有効投票中

細 谷 菜穂子 君 20票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、細谷菜穂子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました細谷菜穂子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

細谷菜穂子君から当選承諾の御挨拶をお願いします。

(17番 細谷菜穂子君登壇)

○17番(細谷菜穂子君) 皆様、このたび副議長ということを押命いたしました。ありがとうございました。

世界情勢そして日本情勢が非常に変化する中、千葉県、この中核都市、我が茂原市、今、何が必要なのか。これから何を必要としているのか。その辺りを見極めながら議会運営をしてまいりたいと思っております。皆様からの御協力、そして副議長、そして議長を支えながら、皆さんでやっていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

した。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第6「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

事務局長から委員会名並びに氏名を朗読させます。

○議会事務局長（白井康史君） 申し上げます。

総務委員会委員。

9番 工藤孝弘議員、11番 横堀喜一郎議員、14番 石毛隆夫議員、16番 向後研二議員、17番 細谷菜穂子議員、19番 平ゆき子議員、21番 三橋弘明議員、22番 常泉健一議員。

教育福祉委員会委員。

1番 高澤知佳代議員、3番 佐久間秀之議員、6番 野口雅一議員、10番 河野英美議員、12番 河野健市議員、13番 高山佳久議員、15番 岡沢与志隆議員。

建設経済委員会委員。

2番 高鳥竜平議員、4番 折原孝浩議員、5番 糸久佳伸議員、7番 小倉義久議員、8番 御園敏之議員、18番 鈴木敏文議員、20番 ますだよしお議員。

議会運営委員会委員。

1番 高澤知佳代議員、4番 折原孝浩議員、5番 糸久佳伸議員、8番 御園敏之議員、9番 工藤孝弘議員、10番 河野英美議員、11番 横堀喜一郎議員。以上でございます。

○議長（向後研二君） お諮りします。ただいま事務局長が朗読した諸君を常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがいまして、ただいま指名しました諸君を常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することと決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午前11時05分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前11時45分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 長 の 報 告

○議長（向後研二君） ここで報告します。

休憩中に常任委員会、議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行った結果、総務委員会委員長に石毛隆夫君、同副委員長に横堀喜一郎君。

教育福祉委員会委員長に河野健市君、同副委員長に高山佳久君。

建設経済委員会委員長に鈴木敏文君、同副委員長に御園敏之君。

議会運営委員会委員長に工藤孝弘君、同副委員長に河野英美君。

がそれぞれ選任されました。

## 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第7「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を行います。

本件は任期満了に伴い選挙を行うものです。

選挙すべき数は5人であります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。指名の方法は議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、議長から指名することと決定しました。

それでは、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、14番 石毛隆夫君、15番 岡沢与志隆君、18番 鈴木敏文君、20番 ますだよしお君、22番 常泉健一君の5名を指名いたします。

お諮りします。ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5人の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第8「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

本件は、任期満了に伴い選挙を行うものです。選挙すべき数は1人であります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。指名の方法は、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、議長から指名することと決定しました。

それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、13番 高山佳久君を指名します。

お諮りします。ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、高山佳久君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時49分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後1時00分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（向後研二君） ここで報告します。

本日、市長から今臨時会に提出するための議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

次に、本臨時会の議案等説明のため、市長並びに関係行政機関に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおりの出席報告がありました。

次に、茂原市債権管理条例第12条第2項の規定により、市の私債権を放棄した旨の報告があり、同じくお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議案の上程説明並びに総括審議

○議長（向後研二君） それでは、議事日程第9「議案の上程説明並びに総括審議」を議題とします。

議案の上程については、報告3件、議案1件を一括上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 市原 淳君。

（市長 市原 淳君登壇）

○市長（市原 淳君） このたび議長、副議長に就任されました向後研二議長、細谷菜穂子副議長におかれましては、誠におめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

また、常任委員会、その他人事構成も決定されたとのことで、誠に御苦労さまでございます。

現在、自治体を取り巻く環境は急速に大きく変化しており、様々な課題や市民ニーズへの対応が求められております。このような中で、私といたしましては、さらなる行財政改革を推進するとともに、市民の皆様が安心して生活できる住みよいまちづくりを目指してまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に御提案申し上げます報告3件、その他1件について御説明させていただきます。

報告第1号から第3号は「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

報告第1号は、「令和6年度茂原市一般会計補正予算（第7号）」について、予算措置の必要が生じたため、急施を要するものとして、3月26日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に、報告第2号は、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」及び関係政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、「茂原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の制定について、急施を要するものとして、

3月31日に専決処分いたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に、報告第3号は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の制定について、急施を要するものとして、3月31日に専決処分いたしましたので、御承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案につきましては、議員の中からの選任でございまして、岡沢与志隆氏が適任者と存じますので、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、退任されました細谷菜穂子氏におかれましては、適切なる監査事務執行に御尽力を賜り、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

以上が、本臨時会に提案しております4案件の概要でございます。詳細につきましては、それぞれの担当部長から説明させますので、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（向後研二君） 財務部長 菅谷直博君。

（財務部長 菅谷直博君登壇）

○財務部長（菅谷直博君） 財務部所管にかかわります報告第1号及び報告第2号について御説明申し上げます。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、令和7年3月26日付で指定寄附があり、基金への積立てについて、予算措置の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和6年度茂原市一般会計補正予算（第7号）について、令和7年3月26日に専決処分をいたしましたので、その御承認を求めるものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365億1878万9000円にしたものでございます。

その概要を歳出より申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、17目ふるさと茂原まちづくり応援基金費のふるさと茂原まちづくり応援基金費につきまして、指定寄附を積み立てるため、ふるさと茂原まちづくり応援基金積立金に1億円を追加したものでございます。これに対します歳入は、寄附金でございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び関係政令が令和7年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして本年3月31日に専決処分いたしましたので、御承認を求めるものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、個人市民税につきましては、働き控え対策の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子どもなどの所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親などが受けられる控除額を段階的に減少させるしくみを導入するほか、扶養親族等に係る所得要件を引き上げるものでございます。

次に、固定資産税・都市計画税でございますが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの固定資産税の減額措置に係る手続きを拡充するものでございます。

次に、軽自動車税でございますが、二輪車の車両区分の見直しについて、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2000円とするものでございます。

以上、財務部所管にかかわります報告2件につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（向後研二君） 市民部長 中田喜一郎君。

（市民部長 中田喜一郎君登壇）

○市民部長（中田喜一郎君） 市民部所管にかかわります報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本報告は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、3月31日に専決処分をしたものでございます。

改正の主な概要でございますが、提出議案参考資料の2ページを併せて御覧ください。

被保険者間の負担の公平性を確保するため、国民健康保険税に係る基礎課税額の限度額65万円を66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額24万円を26万円に、それぞれ引き上げるとともに、中低所得者層の負担軽減を図るため、均等割及び平等割の5割軽減及び2割軽減につきまして、軽減判定所得の基準を引き上げたものでございます。

以上、市民部所管にかかわります報告1件について御説明申し上げます。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（向後研二君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

ここで、しばらく休憩します。

午後 1 時 12 分 休憩

☆ ☆

午後 1 時 30 分 開議

○議長(向後研二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案に対する質疑を行います。

まず、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に報告第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に報告第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番(平ゆき子君) 今回の国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正ということでは、2点伺います。1つは、負担増になる世帯、そしてもう一つは軽減される世帯というのがありまして、詳しくは参考資料にも、先ほど部長の説明がありましたけれども、国保税の基礎課税限度額を前年度65万円から66万円、1万円引き上げて、後期高齢者支援金等課税限度額が24万円から2万円引き上げて26万円に、それぞれ引上げということなんですけれども、この影響を受ける対象者は何世帯あるのか、影響額は幾らになるのか伺いたいと思います。

もう一方で、中低所得層の方、保険税の負担の軽減に当たる方。5割軽減と2割軽減の方が軽減判定所得の基準が引上げ、要するに拡充されるということなんですけれども、この対象者、その内容と対象世帯、そして軽減額、どの程度を見込んでいるのか伺いたい。さらに、それぞれの対象世帯の収入等は幾らぐらいなのか、具体的にお示ししていただきたいということで、2点よろしく願いいたします。

○議長(向後研二君) 当局の答弁を求めます。市民部次長 根本孝亮君。

○市民部次長(根本孝亮君) 1点目の課税限度額の改正により影響を受ける世帯数と影響額についてでございますが、令和7年度の課税に必要な令和6年中の所得が確定していない時期でございますので、令和7年2月の課税状況を基に試算いたしますと、総世帯数1万4942世帯のうち、基礎課税額について126世帯、また、後期高齢者支援金等課税額について124世帯が該当し、課税額が約351万円増加する見込みでございます。

なお、単身世帯の場合、概ね所得が879万円、給与収入で1074万円以上の世帯に影響いたします。

次に、2点目の軽減拡充の内容と対象世帯、軽減額等についてでございますが、国民健康保険税の軽減は、世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額の7割、5割、2割を減額するものでございますが、今回の改正は5割軽減と2割軽減における所得基準額の上限を引き上げ、軽減の対象を拡大するものでございます。令和7年2月の課税状況を基に試算いたしますと、総世帯数1万4942世帯のうち、5割軽減66世帯、2割軽減29世帯の合計95世帯に影響し、軽減額は5割軽減約236万円、2割軽減約60万円の合計約296万円となる見込みでございます。

なお、単身世帯の場合、概ね所得が99万円以下、給与収入で154万円以下の場合に2割軽減が適用されるものでございます。以上です。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） さらに2点伺います。この負担増となる対象者、今の答弁ですと、収入が1000万円を超える世帯が対象になっている。高額世帯かなと思うんですけども、平均的な所得の世帯の人たちがやはり一番国保税の負担感を重く感じているということなんですけれども、今回の税改正で、この平均的な所得の人たちの税負担が大きくなるものではないという認識でよろしいのかというのが1つ。

2点目は、こういった世帯、家族の中に所得が不明の方がいた場合、国保税の軽減が適用されないこと、この変更はあるのかないのか。この点、併せて伺います。以上です。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 根本孝亮君。

○市民部次長（根本孝亮君） まず1点目の平均的な所得の世帯の税負担が大きくなるという認識でよいかということですが、こちらにつきましては、議員のおっしゃるとおりと認識しております。

また、世帯の中に所得が不明のままの家族がいた場合の国保税の軽減の適用がないということについては、こちらは変更ございません。以上でございます。

○議長（向後研二君） さらにありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） これは質問じゃなく要望なんですけれども、所得が判明すれば国保税の軽減が受けられるのに、制度を知らず、そのままの税額を納付している世帯がいるかもしれないということで、これ、本当に所得が少ない世帯が適切に軽減を受けられるよう、軽減の制度の周知、また所得が不明な方への丁寧な働きかけをぜひお願いしたい。これが要望です。以上です。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」に反対し、その理由を述べます。

本案件は、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正を行うもので、主な内容として、1点目は、負担増として基礎課税額を65万円から66万円に1万円引き上げ、さらに、後期高齢者支援金等課税限度額を24万円から26万円に2万円引き上げ、合計3万円を引き上げるものです。

本改正により影響を受ける世帯と影響額は、年間の国保総世帯数1万4942世帯に対し、基礎課税額については126世帯、後期高齢者支援金等課税額では124世帯が該当し、課税額が約351万円の増収になるとのことです。この対象者の所得が、単身世帯の場合で概ね給与収入で1074万円以上とのこと。この点から、今回の改正による影響世帯は高額所得世帯が対象とされます。

そして2点目は、軽減策として、中低所得に対し、2010年度から所得の区分により7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を行い、国保の負担軽減が実施されています。今回の改正は5割軽減と2割軽減における所得基準の上限を引き上げ、軽減対象を拡大するものです。5割軽減で66世帯が対象となり約236万円の減額、2割軽減での対象は29世帯で約60万円の減額となり、合計で95世帯が対象となり、約296万円の減額が見込まれるとのことです。

この間、被保険者間の公平性を保つという名目で、比較的高額所得者に負担を増大させ、中低所得者の負担を軽減させる措置が取られてきました。中低所得者への負担軽減は当然必要です。しかし、そのためには、被保険者間の保険税額の操作で解決するのではなく、国や県にその責任を明らかにし、国庫負担の増額等、相応の負担を求めるべきです。

以上、国保加入者間に分断と対立を招きかねない措置に対し反対しまして、私の反対討論といたします。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、報告第1号は承認されました。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、報告第2号は承認されました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、報告第3号は承認されました。

次に、議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は同意されました。

以上で、今臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### ○本日の会議要綱

1. 議長の選挙
2. 議席の指定
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 副議長の選挙
6. 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任
7. 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
8. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
9. 議案の上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 向後研二君

副議長 細谷菜穂子君

1番	高澤知佳代君	2番	高鳥竜平君
3番	佐久間秀之君	4番	折原孝浩君
5番	糸久佳伸君	6番	野口雅一君
7番	小倉義久君	8番	御園敏之君
9番	工藤孝弘君	10番	河野英美君
11番	横堀喜一郎君	12番	河野健市君
13番	高山佳久君	14番	石毛隆夫君
15番	岡沢与志隆君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 合 企 画 部 長	平 井 仁 君
財 務 部 長	菅 谷 直 博 君	市 民 部 長	中 田 喜 一 郎 君
福 祉 部 長	佐 久 間 栄 一 君	経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君
都 市 建 設 部 長	白 井 高 君	教 育 部 長	佐 久 間 尉 介 君
総 合 企 画 部 次 長 (総 務 課 長 事 務 取 扱)	飯 島 博 美 君	財 務 部 次 長 (市 民 税 課 長 事 務 取 扱)	平 井 香 奈 子 君
市 民 部 次 長 (生 活 課 長 事 務 取 扱)	根 本 孝 亮 君	福 祉 部 次 長 (社 会 福 祉 課 長 事 務 取 扱)	鬼 島 啓 太 君
経 済 環 境 部 次 長 (農 政 課 長 事 務 取 扱)	積 田 篤 君	都 市 建 設 部 次 長 (土 木 建 設 課 長 事 務 取 扱)	小 高 一 宏 君
都 市 建 設 部 次 長 (都 市 整 備 課 長 事 務 取 扱)	丸 利 幸 君	教 育 部 次 長 (教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱)	新 木 和 敏 君
職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君	財 政 課 長	安 田 博 彦 君

————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦

○議長（向後研二君） これをもちまして、令和7年茂原市議会5月臨時会を閉会します。  
御苦労さまでした。

午後1時46分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月16日

茂原市議会議長 向 後 研 二

茂原市議会副議長 細 谷 菜穂子

茂原市議会議員 佐久間 秀 之

茂原市議会議員 折 原 孝 浩